

第1回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会概要

開催日時：平成18年8月29日（火） 09：00～09：20

場 所：内閣総理大臣官邸4階大会議室

出席者：構成員（政府側）小池沖縄及び北方対策担当大臣兼環境大臣、額賀防衛庁長官、竹中総務大臣（代理：山崎副大臣）、麻生外務大臣、谷垣財務大臣（代理：竹本副大臣）、小坂文部科学大臣（代理：玉井大臣官房長）、川崎厚生労働大臣（代理：高橋職業安定局次長）、中川農林水産大臣（代理：内藤総括審議官）、二階経済産業大臣、北側国土交通大臣（代理：平山政策統括官）

（沖縄側）稲嶺沖縄県知事、島袋名護市長、東宜野座村長、宮城東村長、儀武金武町長

その他（政府側）長勢内閣官房副長官、二橋内閣官房副長官、坂内閣官房副長官補、武田内閣府審議官、東内閣府政策統括官、大古防衛政策局長、北原防衛施設庁長官

議 題：（1）普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の設置・運営について
（2）その他

会 議 録：

（長勢内閣官房副長官）

おはようございます。ただいまから「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を開催いたします。

本日の司会役を務めさせていただきます内閣官房副長官の長勢でございます。

各位におかれましては、本日は多忙のなか御参加いただき、また、稲嶺沖縄県知事、島袋名護市長ほか関係町村長におかれましては、遠路はるばる御参加いただき感謝申し上げます。

普天間飛行場の代替施設の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、先の閣議決定において、政府、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応することとされております。本日は、この協議会の設置に関しまして御議論をいただきたいと思っております。

それでは、早速、議事に入りたいと思っております。

初めに、協議会の設置に当たりまして御出席者の御発言をいただきたいと存じます。

まず、額賀防衛庁長官、地元の地方公共団体を代表いたしまして稲嶺沖縄県知事及び島袋名護市長、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣にそれぞれお願いしたいと思います。

では、初めに額賀防衛庁長官お願いいたします。

(額賀防衛庁長官)

これまでの経緯についてお話をしたいと存じます。私は、去る8月18日から20日にかけて、沖縄県を訪問いたしました。その際、本日御出席の稲嶺沖縄県知事、島袋名護市長、宮城東村長、儀武金武町長、東宜野座村長を始め、北部、中部及び南部の首長の皆さんと懇談させていただいたほか、名護市の豊原区を訪れ、辺野古、久志及び豊原の区長さんほかと親しく懇談させていただいたところであります。

今般、政府部内、沖縄県及び関係地方公共団体との調整が整い、初会合の運びとなり、大変喜ばしく思います。

普天間飛行場の移設・返還について、これまでの経過について若干御説明します。

沖縄県からの強い御要望を踏まえ、平成8年の橋本総理・モンデール米大使の会談において、同飛行場を5～7年以内に移設して全面返還することが合意されました。

その後、平成16年8月には、宜野湾市においてヘリ事故が発生し、より早期の移設・返還の必要性が日米両国で強く認識されました。そのような中、同年9月からボーリング調査の海上作業を行いましたが、反対する人々に阻まれ、円滑に作業が進みませんでした。

そのため、日米間で、運用上の能力を維持しつつ、住民の生活環境や自然環境に対する影響などを考慮し、同飛行場の返還を加速できるような多くの選択肢を検討した結果として、いわゆる「2+2」の共同文書において、同飛行場の代替施設を「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型」に設置するとの案を御提示しましたところであります。

この案について、名護市及び宜野座村と協議した結果、住宅地区の上空の飛行を回避してほしいとの御要請を踏まえ、本年4月7日、名護市長及び宜野座村長と私との間で、代替施設の建設については、住宅地区の上空の飛行ルートを回避する方向で、2本の滑走路を使用したV字型案とすることで合意しました。

この合意を踏まえ、本年5月1日の「2+2」で承認された「再編実施のための日米のロードマップ」において、辺野古崎とこれに隣接する大浦湾及び辺野古湾を結ぶ区域にV字型の2本の滑走路を有する代替施設を設置することとなりました。

その後、沖縄県と調整を行った結果、5月11日、沖縄県知事と私との間で、「政府案を基本として、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全、同事業の実行可能性、に留意して対応することに合意する」こと等を盛り込んだ「基本確認書」を取り交わしました。

これら合意及び確認を踏まえ、5月30日に閣議決定を行い、ロードマップで承認された案を基本として、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意し、早急に代替施設の建設計画を策定することとしたところであります。

ロードマップでは、普天間飛行場代替施設への移転・返還のほか、グアムへの海兵隊の移転、沖縄に残る施設・区域の統合によって、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能になるとされており、沖縄の方々の御負担の軽減につながるものと考えております。このような点にも留意をいただきながら、本協議会において、政府案を基本として誠実かつ継続的に協議を行い、沖縄県を始めとする関係地方公共団体の御理解と御協力を得て、一日も早く普天間飛行場の移設・返還が実現するよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日を出発点として、本協議会が有意義な協議の場となるよう、皆様方の御協力をお願い申し上げて私の御挨拶といたしたいところであります。

また、本日は、稲嶺沖縄県知事をはじめ、名護市長それから北部12市町村の代表の皆様方に最後までいろいろとご心配をおかけしましたが、最終的に来ていただきまして心から感謝申し上げます。

(長勢内閣官房副長官)

ありがとうございました。では次に、稲嶺沖縄県知事にお願いいたします。

(稲嶺沖縄県知事)

協議に当たり、沖縄県の考え方を御説明申し上げます。

普天間飛行場移設問題の原点は、市街地の中心部にあることによる、同飛行場の危険性の除去であり、その危険性を除去するための緊急的措置が講じられることが最重要課題であります。

そのため、県としては、本協議会において、今年5月4日に県が示した「米軍再編に関する沖縄県の考え方」に基づき協議していきたいと考えております。

さらに、地域振興については、まず、従来 of 北部振興策を復活させる必要があります。

北部振興策は、これまで着実な成果を上げてきている中で、沖縄県及び北部市町村としては、県土の均衡ある発展を図る上で、北部振興策事業は引き続き実施されなければならないと考えており、その確実な実施を求めるものであります。

つきましては、本協議会において、沖縄県や地元北部市町村の立場を踏まえて協議していただきたいと考えております。

(長勢内閣官房副長官)

ありがとうございました。続きまして、島袋名護市長お願いいたします。

(島袋名護市長)

名護市長の島袋でございます。

本日の協議会の発足に当たり、名護市の考えを申し述べたいと考えております。

名護市といたしましては、普天間飛行場の移設につきまして、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないように最大限の配慮を行うとともに、地元や関係機関、団体等の意向を踏まえ、適切に対応していただく必要があると考えております。

今年4月7日に、普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書で合意した建設計画に係る協議や使用協定等の事項については、政府において誠実に履行していただくことが重要だと考えております。

また、地域の振興につきましては、地元や関係機関、団体等の意向を踏まえ、確実な実施を図る必要があると考えております。

特に北部振興事業につきましては、平成12年度より実施し、人と産業の定住条件の整備による北部地域の持続的な発展を目指して、着実な成果を上げつつも、今後も推進しなければならないものと北部12市町村長も決意をしているところでございます。このことが北部地域の活性化並びに県土の均衡ある発展を図る上で重要であり、これまでの北部振興事業制度の継続を強く要望いたします。

本協議会においては、こうした考えを御理解いただき、十分なる議論をお願いしたいと思います。

(長勢内閣官房副長官)

ありがとうございました。続きまして、麻生外務大臣お願いいたします。

(麻生外務大臣)

それでは私の方から、5月の「2+2」の最終取りまとめは、在日米軍の抑止力を維持しつつ、普天間飛行場の移設・返還、在沖海兵隊司令部の要員・家族のグアムへの移駐、嘉手納以南の米軍施設・区域の整理・統合を通じて、沖縄の負担を軽減するものであり、これを実現する必要があると考えております。

特に長年の懸案であった普天間飛行場の移設・返還につきましては、実行可能性を伴いつつ、周辺住民にも配慮した案として、V字型案が合意されたところでありまして、これを政府全体として着実かつ早期に実施することが重要であると思っております。

そのために、県及び地元市町村の意見に耳を傾け、その理解、協力を得られるよう努力し、一日も早い普天間飛行場の移設・返還に向けて努力してまいりたいと考えております。

(長勢内閣官房副長官)

ありがとうございました。続きまして、小池沖縄及び北方対策担当大臣お願いいたします。

(小池沖縄及び北方対策担当大臣)

沖縄における米軍施設・区域の整理・縮小については、県民の過重な基地負担

を軽減するとともに、県土の有効利用や自立型経済の発展を図る観点からも積極的に取り組んでいく必要があります。

普天間飛行場の移設については、地元沖縄の理解と協力を得て、これを円滑に進めるため、北部地域の発展の方向性を見据え、振興策として必要な事業を推進することが重要であると考えてきたところであります。

そのため、沖縄県及び北部市町村よりいただいた、「従前の北部振興事業の継続及び確実な実施」との御要請につきましては、今後、普天間飛行場の移設に係る協議が円滑に進む状況の下、政府として真摯に受け止め、着実に実行する方向で対応してまいる所存であります。

今後とも、北部地域の更なる発展と、沖縄の抱える諸課題の解決に向けて、沖縄県はじめ関係市町村と政府の連携の下、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層の御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(長勢内閣官房副長官)

ありがとうございました。続きまして、額賀防衛庁長官お願いいたします。

(額賀防衛庁長官)

今もそれぞれ、県知事さん及び名護市長さん、それから小池大臣からお話のありました地域振興及び北部振興策につきましては、小池大臣からの発言を踏まえて、私としても、普天間代替施設の実行と、お互いが前進するように環境づくりに邁進したいと思っております。

(長勢内閣官房副長官)

ありがとうございました。

それでは、事務局から普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱(案)について説明をお願いします。

(事務局)

普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱(案)につきまして、お手元に配付されております資料に基づきまして御説明いたします。

目的といたしまして、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」、平成18年5月30日の閣議決定に基づき、普天間飛行場代替施設の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、政府、沖縄県及び関係地方公共団体との間で協議することとなっております。

協議内容といたしましては、(1)代替施設の建設計画、(2)安全・環境対策、(3)普天間飛行場の危険性の除去、(4)地域振興、(5)その他必要な事項となっております。

構成員といたしまして、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大

臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、東村長及び金武町長とする。ただし、議題に応じて、沖縄及び北方対策担当大臣及び防衛庁長官が上記大臣の中から関係大臣の出席、また、構成員以外の沖縄県北部地域の地方公共団体の中から出席を求めることができるとなっております。

会議の主宰につきましては、沖縄及び北方対策担当大臣及び防衛庁長官が主宰するとなっております。

幹事会を協議会に置くことができるとなっております。

事務局といたしましては、協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び関係地方公共団体の協力を得て、内閣官房の連携の下に内閣府及び防衛庁において処理することとなっております。以上でございます。

（長勢内閣官房副長官）

ただいま、御説明のございました普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱（案）に御異議等はございませんでしょうか。

（島袋名護市長）

名護市の基本合意書にも述べておりますが、使用協定についてですが、協議内容の中に明記していただきたいと考えています。協議会の中に使用協定について明記していただきたいと、そういうことでございます。

（額賀防衛庁長官）

今の島袋市長から御提案があったことにつきましては、4月7日に名護市と合意した基本合意書において、政府は、平成14年7月29日に基本合意した代替施設の使用協定に係る基本合意書を踏まえ、使用協定を締結するものとなっております。また、5月30日の閣議決定においても、使用協定に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の移設事業を進めることとしております。

したがって、今、市長から御提案があったものですから、この設置要綱の中で安全・環境対策という項目がございますけれども、その中でしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。これは合意書ですから、引き続き責任を持ってやります。

（長勢内閣官房副長官）

要綱はこのままにして、長官からも御発言がありましたので、内容につきましては幹事会でどうでしょうか。

（島袋名護市長）

名護市長としては、要綱に明記していただきたいと思えます。

（額賀防衛庁長官）

安全・環境対策の中できちっと議論していくことで約束しますし、それで名護

市長として必ずしもどうも不安であるということであれば括弧書きで使用協定ということでもいいし、それでよろしいですか。

(稲嶺沖縄県知事)

協議会というのは、それぞれの立場を尊重して協議する場であります。

ただいまの地元自治体、名護市の方から協議内容として追加を求めることについては、尊重されるべきであり、沖縄県としては名護市の提案に異存はありません。

(額賀防衛庁長官)

安全・環境対策の中でもう一つ項目を付けなくても、括弧書きで使用協定を含む。それともどうしても書いてくれということであるのか。

(長勢内閣官房副長官)

それでは、安全・環境対策の後に、括弧して「使用協定を含む」という文言を入れるということによろしいでしょうか。

(儀武金武町長)

協議内容の地域振興の中に、北部振興の話もするということを確認にさせていただきたい。

それと、沖縄側のメンバーについてなんですが、これは、当事者である名護市長、宜野座村長、そして北部市町村会長として東村長、そして私は、北部振興会長としての町長ということでの共通理解として申し上げたいと思っております。

(長勢内閣官房副長官)

ありがとうございました。これで御了承いただければ、今後この要綱に基づきまして協議会を運営して行くこととしたいと存じますが、御異議はございませんか。

(構成員全員)

異議なし

(長勢内閣官房副長官)

ありがとうございました。

先ほどから、皆様方からいろいろ御意見を頂戴した訳でございますが、これらを反映いたしまして、協議会を進めていくことにいたしたいと思っております。

以上で、本日予定の議題は終了したわけでございますけれども、本日の協議会の内容につきましては、協議会概要として要約を公表いたしますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、これを以て協議会は終了させていただきます。

次回協議会の開催日程等につきましては、今後調整してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。